

一 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項及び<u>第四条第四項第二号</u>において「登録申請書」という。）に、<u>法第四条第二項の規定による添付書類</u>（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項及び<u>第四条第三項第二号</u>において「登録申請書」という。）に、<u>同条第二項の規定による添付書類</u>（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>〔2～5 同上〕</p> <p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 〔同上〕</p>

「一・二 略」

三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条第四項第一号、第五号から第七号まで、第十号及び第十一号、第五条の三第二号、第五条の六第一項第三号口並びに第二項第一号及び第四号口、第五条の七第一項第一号、第五条の九第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号口、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第二項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 「略」

2 「略」

（登録申請書の添付書類）

第四条 「略」

2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう

「一・二 同上」

三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の三第二号、第五条の六第一項第三号口並びに第二項第一号及び第四号口、第五条の七第一項第一号、第五条の九第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号口、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第二項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 「同上」

2 「同上」

（登録申請書の添付書類）

第四条 「同上」

2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう

。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。））、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。））、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（第四項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとす

。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。））、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。））、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（次項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとす

「項を加える。」

4|| 「略」

3|| 「同上」

第五条の八 「略」

第五条の八 「同上」

2 前項の場合における第四条第四項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の八第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 「略」

（純資産額）

第五条の九 法第六条第四項の純資産額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 「略」

二 個人 最終事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。）に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書（最終事業年度がない場合にあっては、第四条第四項第十二号の財産に関する調書）において、資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2 「略」

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各

2 前項の場合における第四条第三項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の八第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 「同上」

（純資産額）

第五条の九 「同上」

一 「同上」

二 個人 最終事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。）に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書（最終事業年度がない場合にあっては、第四条第三項第十二号の財産に関する調書）において、資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2 「同上」

（変更届出書の添付書類）

第八条 「同上」

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

〔一〇三 略〕

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第四項第十三号並びに第二号イ(2)から(4)まで及び(6)に掲げる書類

〔五〇八 略〕

（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等）

第三十条の三 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定による指定信用情報機関に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（貸金業者に対する意見聴取等）

第三十条の十八 〔略〕

〔2・3 略〕

〔一〇三 同上〕

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第三条第三項第十三号並びに第二号イ(2)から(4)まで及び(6)に掲げる書類

〔五〇八 同上〕

（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等）

第三十条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

（貸金業者に対する意見聴取等）

第三十条の十八 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

別紙様式第3号 (第4条第4項第7号関係) [略]	別紙様式第3号 (第4条第3項第7号関係) [同左]
別紙様式第4号の2 (第4条第4項第15号関係) [略]	別紙様式第4号の2 (第4条第3項第15号関係) [同左]
別紙様式第4号の2の2 (第4条第4項第16号関係) [略]	別紙様式第4号の2の2 (第4条第3項第16号関係) [同左]
備考 表中の「」の記号は注記による。	